

2025年度への準備について

0. スケジュール

予算編成のスケジュールは以下の通り

1月12日 各支部・委員会の予算請求締め切り本部において予算案編成作業

2月5日より理事会内会計委員会にて検討

2月23日 理事会にて土会の予算決定

(支部については、支部への送金額決定) 4月～6月15日 支部総会において支部予算決定 代議員・支部役員の選出

6月23日頃 社員総会にて、2023年度の決算確定と予算・支部予算の確認
必要に応じて、第1回理事会にて更生予算の決議

1. 法人法上の位置づけ

士会は、加入している会員が定款に定められた目的を実現することに賛同して加入し、できあがっている組織です。そして、その代表である代議員が社員総会において重要な事項を定め、社員総会が選任した理事会とその機関である執行部会が日常的な業務を行います。それは、ひとえに「会員のため」に行う業務です。会員に対して不利益になることを行った場合等は、執行理事はその責任を問われます。本会会員は、社員総会への出席を除いたほとんどの社員としての権利を認められていますから、どの会員も、もし理事会や理事が会員の不利益になることをしている恐れがある場合、監事に対して「監査請求」を行い、その結果でそれが確認されれば理事や理事会の責任を問うことができます。

委員会は、理事会の補助機関です。ですから、理事会の方針、理事会閉会中は執行部会の方針に沿って活動します。委員会の活動の計画と実施状況は、担当理事を通して執行部会と理事会に常に報告され、了承を得なければなりません。以上の報告等を適切に行っている限り、会員に対して責任をとるのは理事ですので、委員会が法的な責任を問われることはありません(適切な報告がなされていなかった場合は別です)。

一方、支部は、会の主体である会員が一定の範囲で集まっている組織ですので、大きくは会の方針に則りつつ、支部総会と支部役員会の決定に従って比較的大きな自治が認められます。また、士会全体としては「一般社団法人」として「法人格」を持っているのですが、支部独自の事業をする際には、任意団体、つまり「人格なき社団」として活動することが可能です。任意団体として行った活動に対して法的な責任をとるのは支部総会と支部役員会です。

2. 2025 年度役員体制確立の準備

① 代議員の選出

現在の代議員の任期は 2025 年度定時社員総会終結時までです。従って、後任代議員を選出しなければなりません。

代議員は支部総会の決議によって選出されます。選出方法は支部で決めていただいている結構ですが、「代議員選挙規定」に則り、「支部総会の総意として決議した」ということは満足するようにしてください。代議員選挙規定

https://jacdp.jp/wp-content/uploads/kitei_senkyo_daigiin.pdf

支部総会は 2025 年 4 月から 6 月 15 日までの間に開催してください。もし、仮総会になる可能性がある場合には 6 月 15 日までに決議が確定する日程を組んでください。代議員は、支部総会開催時点で当該支部正会員であれば誰でもなることができます。また、留任は妨げません。

新たに選出された代議員の任期は、6 月の定時社員総会終結時から、2027 年度定時社員総会終結時までの 2 年間です。ですから、2025 年 6 月の定時社員総会には出席しません。

② 委員会委員の選任

各委員会の委員も改選します。委員会委員は、理事会の下にあること、専門的な業務を行うこと、の理由で、できるだけ同じ委員が長く務めていただくことが望ましいです。もちろん新陳代謝は必要ですので、計画的に少しずつ交代していくことを考えていただきたいと思います。

委員会委員の選任は、定時社員総会後の第 1 回理事会で行います。

委員会委員長におかれましては 役員等選任規定に則り

https://jacdp.jp/wp-content/uploads/kitei_senkyo_yakuin.pdf

- a. できるだけ留任していただくことを前提として、すべての所属委員に次期委員就任の打診をお願いしてください。
- b. 必要に応じて交代する委員候補、補充する委員候補を選定してください。
- c. それらすべての委員候補の一覧表を○月○日までに、理事会役員組織委員会まで提出してください。理事会役員組織委員会で検討し、追加の提案をお返す場合があります。
- d. 委員の新陳代謝については、長期的な計画を持っていただけると有り難いです。

③ 支部役員の選出

支部役員は、支部規約に則って適切に選出していただければと思います。支部総会で確認された支部役員の一覧表は、総会終了後速やかに事務局までご提出ください。

④ 理事・監事の選任

理事・監事も改選です。2025年度定時社員総会にて選出します。理事に立候補したい方は別途お知らせする所定の手続きで届け出てください。その旨全会員に周知いただければ幸いです。

役員等選任規定

https://jacdp.jp/wp-content/uploads/kitei_senkyo_yakuin.pdf

3. 2025年度予算編成について

2025年度予算は2025年2月の第3回理事会で決定します。必要に応じて、2025年6月の第1回理事会で更生予算を立てることがあります。つきましては、次の要領で各支部。各委員会の予算請求をお願いします。

① 支部予算

各支部に配分される予算額について、請求書を2025年1月12日までに事務局にご提出ください。

その際、その金額の根拠となる活動計画(書式は任意)も一緒にお出してください。

それらを資料として、理事会会計委員会で検討し、支部への配分額総額を決定します。

支部では、配分額総額を基にして支部予算案をつくり、支部総会の決議で確定してください。

支部総会で確定された支部予算と活動計画(書式は任意)は、支部総会終了後速やかに事務局にご提出ください。

予算編成に当たっては、予算編成ガイドライン、その他を参照してください。

<https://jacdp.jp/activity/document/>

旅費・講師料等規程

https://jacdp.jp/wp-content/uploads/kitei_ryohi2024.pdf

② 委員会予算

委員会も、自らの委員会活動を適切に行うため、活動計画と予算案を作成してください。委員会予算請求書という一覧表の中に、請求額を記入し、任意の活動計画とともに、2025年1月12日までに事務局にご提出ください。これまでと違い、請求のない

場合には配分しません。請求された金額に基づき、理事会会計委員会で検討して2025年度予算案に組み込みます。

一覧表にすでに記載してある「24年度参考」という列の金額は、予算や執行額とは限らず、専務理事が参考として記入したものです。

予算編成上の留意点としては、節約のため、会議は基本的にオンラインで実施してください。使用できるZOOM等のシステムがない場合は、土会の会議システムを使っています。また、予算編成ガイドライン等の各種規程を参照してください。

全国大会運営委員会は、別途、全国大会予算案もご提出ください。